

確認申請書記載例（東京都版）

様式第 1 号

令和 7 年 6 月 1 5 日

東京都知事 殿

〔設置者の名称〕 学校法人東京都庁メディア学園

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 大江戸 華都

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	東京ジャーナリズム専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	東京都中央区銀座〇—×—△
学長又は校長の氏名	(校 長) 河原 晩太郎
設置者の名称	学校法人 東京都庁メディア学園
設置者の主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿◇—◇—◇
設置者の代表者の氏名	(理事長) 大江戸 華都
申請書を公表する予定のホームページアドレス	http://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/kakuninshinseisho-koukaishimasu

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☐ 更新確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があると同時に、

減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	総務部総務係 東野 宮子	000-1111-2222	Otoiawase-come.on@xxxx
第2号の1	同上	同上	同上
第2号の2	同上	同上	同上
第2号の3	同上	同上	同上
第2号の4	同上	同上	同上

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☒ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	H123456789012	学校名	東京ジャーナリズム専門学校
設置者名	学校法人 東京都庁メディア学園		

I ① 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	1,400,000,000 円	1,500,000,000 円	△100,000,000 円
申請2年度前の決算	1,600,000,000 円	1,300,000,000 円	300,000,000 円
申請3年度前の決算	900,000,000 円	1,100,000,000 円	△200,000,000 円

I ② 直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	5,000,000,000 円	30,000,000 円	4,970,000,000 円

II 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率 (F)/(E)
今年度(申請年度)	1,800 人	1,500 人	83%
前年度	1,650 人	1,200 人	72%
前々年度	1,500 人	930 人	62%

(I ②の補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	資産の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の 名称	負債の内容	申請前年度の決算に おける金額
		円
		円
		円

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東京ジャーナリズム専門学校
設置者名	学校法人 東京都庁メディア学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
ジャーナリスト養成専門課程	記者学科 昼間部 (2年制)	夜・通信	210時間	80×2=160時間	
	記者学科 夜間部 (3年制)	夜・通信	160時間	45×3=135時間	
	校閲・紙面編集学科 (4年生)	夜・通信	360時間	80×4=320時間	
	報道写真学科 (1年制)	夜・通信	100時間	80×1=80時間	
メディア専門課程	TV・ラジオ学科 (2年制)	夜・通信	210時間	80×2=160時間	
	雑誌学科 (2年制)	夜・通信	210時間	80×2=160時間	
報道専門課程	報道倫理・哲学科 (1年制)	夜・通信	70時間	80×1=80時間	※
	ルポライター学科 (2年制)	夜・通信	6単位	4単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPにて授業科目一覧を公開。授業科目一覧の中で、教員の实務経験に関するチェック欄あり。 (掲載: http://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/syllabus-mitene) ※本URLに公表資料◆Aとして掲載すること。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 報道専門課程 報道倫理・哲学科 (1年制)
(困難である理由) 当学科はリテラシーに関する専門家を養成することを目的に、報道倫理について哲学と史学(報道歴史)を中心として学ぶ学科である。こうした学科特性から実務教員の配置は困難であるが、史学や哲学研究の第一線で活躍する講師陣により、学科に沿った専門的な教育を実施している。

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

(注) この様式の記入例は設置者が学校法人、準学校法人の場合である。

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東京ジャーナリズム専門学校
設置者名	学校法人 東京都庁メディア学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPにて理事名簿を公開している。

(掲載: <http://tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/yakuinn-riji-koukaishimasu>)

※本URLに公表資料◆Bとして掲載すること。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
常勤	元出版社役員	2024.4.1 ~ 2028.3.31	教育内容・学科編成に 対する専門的な知見
非常勤	大学教授（法学部）	2024.4.1 ~ 2028.3.31	組織運営体制へのチェ ック機能・法務
(備考)			

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

(注) この記入例は設置者が学校法人、準学校法人以外の場合である。

※様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること

学校名	東京ジャーナリズム専門学校
設置者名	東京 太郎

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	学校運営会議設置規程により設置され、構成員の定数は7名とし、学校長が選任する。 教育課程、学生の進路指導、学校評価について審議し、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会に意見具申をおこなう。 学校関係者以外の委員は学校関係者評価委員を兼任している。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
元出版社役員	2023.4.1 ～ 2027.3.31	教育関連図書出版社勤務の経歴から、教育内容・学科編成に対する専門的な知見がある。
大学教授（法学部）	2024.4.1 ～ 2028.3.31	学校運営について、法律的知見がある。
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京ジャーナリズム専門学校
設置者名	学校法人 東京都庁メディア学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) (記者学科 昼間部(2年制)、記者学科 夜間部(3年制)、校閲・紙面編集学科(4年制)、報道写真学科(1年制)) 【作成について】 各授業科目については、毎年度、ジャーナリスト養成専門課程の学内会議(教育内容検討委員会)による授業科目の設定・講義内容についての検討・検証に基づき、各授業を担当する教員により、作成を行っている。 学内の教員用内規(シラバス作成の方法と手引き)の中で、授業科目名、必要時間数、担当教員名、授業の到達目標及びテーマ、講義概要、授業計画(各回の授業プラン)、成績評価方法、教科書及び参考書に関する事項は、全科目共通で記載することが必須となっており、学内統一様式でシラバス作成を行っている。 【時期について】 翌年度の講義予定(授業計画)は12月～1月に担当教員が作成し、3月の理事会時の議案で翌年度の事業計画が承認されることで正式決定する。3月中旬に、翌年度分のシラバスをHP上に公開する。	
授業計画書の公表方法	掲載： https://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/syllabus-mitene ※本URLに公表資料◆Cとして掲載すること。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則の細目において、学内の成績評価、履修、卒業要件について規定している。各学科で定める授業科目の試験(レポート含む)により成績評価を行っている。 (参考) 細目第2条 進級・卒業については、学科毎に定められた所定の全授業科目について合格することを、その要件とする。 細目第5条 成績評価は定期試験の評点及び実技試験(レポート等、指導担当者の指定する方法を含む)の評点を合計し、両試験共に100点満点における60点以上を合格され、合格者は当該科目の履修が認定される。 なお、授業科目の講義数のうち、出席が2/3以下の生徒については、その成績評価の対象としない。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学則の細目において、GPA (Grade Point Average) を導入し、学内の成績評価として使用している。GPAは生徒の履修した1授業科目あたりの平均成績を指す。 当校では、就職の学内推薦枠の候補者選定や、独自奨学金、学業優秀者の表彰候補者選出などに活用している。 学業成績は、授業科目ごとに行う試験（定期試験、実技試験等）によって評価される。 当校では各授業の評価を100点満点を基準として、60点以上を合格としている。合格者の中でも、評価点数により100～90をS、89～80をA、79～70をB、69～60をCとして、成績が通知される。各授業の成績評価を既定の数値に置き換え、1授業あたりの平均成績を算出する。各成績はS(4点)、A(3点)、B(2点)、C(1点)に換算する。GPAは(Sの授業数×4+Aの授業数×3+Bの授業数×2+Cの授業数×1)の合計を、各生徒が履修済みの総授業数で除した数値として求めることによって算出する。 成績評価方法については、学則細目をHPで公開するほか、入学時オリエンテーションで入学生徒等に通知している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	掲載： https://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/gakusoku/saimoku ※本URLに公表資料◆Dとして掲載すること。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 東京ジャーナリズム専門学校は、都内唯一の報道教育の専門学校として、記者・ディレクター等の報道を主とする職業専門家を育成し、その意義をもって社会に貢献することを目的としている。 卒業要件については、各学科が定める所定の全授業科目を所定の年次に全て合格することを定めている。詳細についてはディプロマ・ポリシーをはじめ、学則細目、学生生活の手引き等に記載している。 当校ではディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）を策定し、HPに公表している。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	掲載： https://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/diploma ※本URLに公表資料◆Eとして掲載すること。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東京ジャーナリズム専門学校
設置者名	学校法人 東京都庁メディア学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	毎年6月上旬に最新情報をHP公開している https://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/gakkou-jouhou-koukai ※本URLに公表資料◆Fとして掲載すること。
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
文化・教養		ジャーナリスト 養成専門課程	記者学科 昼間部 (2年制)	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
2年	昼	2,100 単位時間／単位	1,800 単位時間／単位	300 単位時間／単位	単位時間／単位	単位時間／単位
			単位時間／単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
300人		248人	30人	7人	14人	21人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照	
成績評価の基準・方法	
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照	
卒業・進級の認定基準	
（概要） 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照	
学修支援等	
（概要） 全授業15回のうち、5回目、10回目の終了時に終了時点までの講義内容のまとめ プリントと講義内容の修得状況セルフチェックのためのミニテスト（任意受験）を各 授業で行っている。また、随時、担任教員による相談受付や面談、進路指導、学外教 育活動の紹介プログラム等を設定し、意欲ある学生の積極的な学修を支援している。	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
113人 (100%)	28人 (24.8%)	68人 (60.2%)	17人 (15.0%)
（主な就職、業界等） 新聞社（毎朝新聞、読日新聞、新宿経済新聞）、テレビ局（東都テレビ、大江戸放送） 出版社（中学館、文藝夏冬）など報道機関、メディア関係企業			
（就職指導内容） 時事試験問題模試、エントリーシート添削、OB訪問紹介制度、就活自主ゼミ交流会、 作文試験添削、面接模試、SPI、マナー講座、個人面談等			

(主な学修成果(資格・検定等)) ニュース時事能力検定、語彙・読解力検定、フォトマスター検定
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
121人	8人	6.6%
(中途退学の主な理由) 経済的理由による修学継続困難、転居、進路変更等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 半期ごとに担任教員と個人面談を行い、修学上の不安事項について相談を受け付けている。進路変更希望者には、本人の希望・適正について聞き取りと面談を行い、希望する進路に向けての進学先紹介等を行っている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
記者学科 昼間部 (2年制)	240,000 円	480,000 円	350,000 円	
記者学科 夜間部 (3年制)	150,000 円	320,000 円	350,000 円	
校閲・紙面 編集学科 (4年制)	240,000 円	480,000 円	390,000 円	
報道写真学 科 (1年制)	240,000 円	480,000 円	470,000 円	
TV・ラジオ 学科 (2年制)	240,000 円	480,000 円	420,000 円	
雑誌学科 (2年制)	240,000 円	480,000 円	420,000 円	
報道倫理・哲 学科 (1年制)	240,000 円	480,000 円	300,000 円	
ルポライタ ー学科(2 年制)	100,000 円	240,000 円	300,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校HP公開している https://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/collage-of-check ※本URLに公表資料◆Gとして掲載すること
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 学校関係者として、関係企業、卒業生などを含む学校関係者評価委員会を組織し、それぞれの知見を活かした教育内容・学校運営等について評価を行っている。 評価内容は理事会、学校運営委員会、教育内容検討委員会などで報告され、次年度以降の改善に取り組んでいる。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
出版・印刷会社 社員	2024. 4. 1～ 2027. 3. 31	企業
ラジオ局 記者	2024. 4. 1～ 2027. 3. 31	企業
新聞販売店 役員	2024. 4. 1～ 2027. 3. 31	企業
大学教員	2024. 4. 1～ 2027. 3. 31	地域
メーカー勤務	2024. 4. 1～ 2027. 3. 31	保護者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校HP公開している https://www.tokyo-journalism.ac.jp/tokyo/collage-of-check ※本URLに公表資料◆Hとして掲載すること		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.tokyo-journalism.ac.jp/ ※本URLに公表資料◆Iとして掲載すること

(別紙)

本事例では、14～16 頁目の部分をワードで作成しているが、専用様式のエクセルファイルに入力し提出すること

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H123456789012
学校名	東京ジャーナリズム専門学校
設置者名	学校法人 東京都庁メディア学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		44（12）人	47人（13）人	47人（13）人
内 訳	第Ⅰ区分	25人	29人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	12人	13人	
区分外（多子世帯）		0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				11人（人）
合計（年間）				58人（13）人
（備考）				

※本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	0 人	— 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0 人	0 人	— 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	— 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く	0 人	0 人	— 人
計	0 人	— 人	11 人
(備考) 『右以外の大学等』欄には修業年限3年以上の学科・コースの人数を、『短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)]及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)]欄には修業年限2年以下の学科コースの人数を、それぞれ記入。			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	— 人	前半期	0 人	後半期	— 人

- (3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	— 人
3月以上の停学	0 人
年間計	— 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

- (1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	11 人
訓告	0 人
年間計	11 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

- (2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期 後半期
GPA等が下位4分の1	人	人	1 人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	0 人	0 人	— 人
G P A等が下位4分の1	0 人	— 人	— 人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0 人	— 人	12 人
計	0 人	— 人	15 人
(備考) 『右以外の大学等』欄には修業年限3年以上の学科・コースの人数を、『短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)]欄には修業年限2年以下の学科コースの人数を、それぞれ記入。			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。